

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は**保険料が減免**となります。
(申請期限：令和5年3月31日)

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額減免**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の
収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者（世帯主）について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** ($A \times B/C$) に
減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 ($A \times B/C$)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者（世帯主）の減少が
見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:主たる生計維持者（世帯主）及び世帯の被保険
者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者（世帯主）の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を減免。

※ (D) の合計所得金額は、主たる生計維持者（世帯主）の合計所得金額です。

申請方法や必要書類等については、裏面をご確認ください。

ご不明な点ございましたら下記までお問い合わせ下さい。

保険年金課 保険料係

電話：072-972-1506（直通）

メールアドレス：hoken@city.kashiwara.osaka.jp

申請方法と必要書類

※ 申請書は、**主たる生計維持者（世帯主）の方**が記入してください。

1.申請方法：窓口及び**郵送**による申請（申請期限：令和5年3月31日）

申請書はホームページからもダウンロードできます。

申請書を郵送でご希望の場合はご連絡ください（072－972－1506）

2.必要書類 ※主たる生計維持者（世帯主）の方の書類をご用意ください

死亡又は重篤な傷病を負った場合	死亡診断書、診断書等
収入が減少した場合（令和4年6月～12月末日までに申請）	収入が減少した月からの連続する3ヵ月分の収入が確認できる書類 ⑦主たる生計維持者が給与収入の方：給与明細書等 ①主たる生計維持者が事業収入の方：売上が確認できる書類（帳簿、収支内訳書） ⑨主たる生計維持者が山林収入の方：帳簿等 ⑤主たる生計維持者が不動産収入の方：帳簿等 ※①⑨⑤に該当される方は、別途令和3年分の確定申告書第1表、第2表の写しが必要となります。
収入が減少した場合（令和5年1月～3月末日までに申請）	令和4年の1年間（1月～12月）の収入が確認できる書類 ⑦主たる生計維持者が給与収入の方：令和5年度の源泉徴収票 ①主たる生計維持者が事業収入の方：令和5年度の確定申告書 ⑨主たる生計維持者が山林収入の方：令和5年度の確定申告書 ⑤主たる生計維持者が不動産収入の方：令和5年度の確定申告書 ※①⑨⑤に該当される方は、別途令和3年分の確定申告書第1表、第2表の写しが必要となります。
事業等の廃業や失業した場合	廃業届出書、事業主の証明等

●お願い●

結果通知書の送付には、お時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

保険料の納付が困難な場合（新型コロナウイルス感染症の影響以外）

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少がなかった方で、その他の事由による所得の減少等により一時的に保険料の納付が困難な場合につきましては、分納のご相談や従来の減免が可能な場合がありますので、保険年金課保険料係までご連絡ください。

●保険料の未納がある場合●

- ・ 保険料の未納がある場合は、限度額適用認定証の交付及び人間ドックの助成等の給付が受けられなくなる場合があります。
- ・ 分割納付の期間中でも、完納するまでは延滞金が加算され、期別額に未納がある場合督促状が届きます。
- ・ 保険証が有効期限の短い保険証となる場合があります。
- ・ 一年以内に滞納の解消が見込めない場合は、納付義務者（世帯主）の資産調査を行い、資産状況に応じて差押などの滞納処分が行われる場合があります。